

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ 12月2日(月)以降保険証の発行ができません

保険証を紛失・破棄しないようご注意ください

マイナンバーカードと健康保険証（以下「保険証」）の一体化に伴い、現行の保険証は12月2日（月）以降、新規発行・再発行ができなくなります。現在お使いの保険証は令和7年（2025年）7月31日（木）までご利用できます。12月2日（月）以降、住所などの記載内容に変更がある場合や75歳に到達し後期高齢者医療保険に移行される場合などの対応は次のとおりです。

問住民課（吉備庁舎）

マイナ保険証をお持ちの方 →マイナ保険証をご利用ください

現在保険証をお持ちの方も、マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでしたら、マイナンバーカードで医療機関などを受診できます。

マイナ保険証をお持ちでない方 →「資格確認書」が交付されます

手続きなしに「資格確認書」が交付されますので、医療機関などを受診する際はご提示ください。
※保険証を紛失した場合は、交付の申請が必要です。

Q 保険証のほか、医療機関に提示する限度額適用認定証や特定疾病療養受療証はどうなりますか？



A 限度額適用・標準負担額減額認定証 および限度額適用認定証

12月2日（月）で廃止されますが、現在お持ちの証は有効期限の令和7年（2025年）7月31日（木）まで使用できます。紛失などによる再発行は令和7年（2025年）7月31日（木）まで可能です。マイナ保険証をご利用の方は、限度額適用認定証などの提示は必要ありません。資格確認書をご利用の方は、限度額適用認定証などの内容を資格確認書に併記することができます。

A 特定疾病療養受療証

特定疾病療養受療証は廃止されませんので、引き続き使用できます。マイナ保険証をご利用の方は特定疾病療養受療証を提示する必要はありません。資格確認書をご利用の方は、特定疾病療養受療証を合わせて提示していただくか、特定疾病療養受療証の内容を資格確認書に併記することができます。

●12月2日(月)以降「**交付しなくなる**」もの

- ◎保険証
- ◎限度額適用・標準負担額減額認定証、
限度額適用認定証

※有効な保険証をお持ちの方は、認定証の再発行が可能です。

●12月2日(月)以降に随時「**交付する**」もの

- ◎資格確認書
(既に認定証をお持ちの方には認定証情報も記載します。)
- ◎特定疾病療養受療証（現行通り）

※資格確認書へ併記するには申請が必要です。一度申請すると資格確認書が更新されても原則併記されます。なお、条件によっては資格確認書に初めから併記されている場合があります。